

岩手県企業局管理規程第3号

企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

企業局被服貸与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																		
<p>(個別貸与)</p> <p>第2条 個別貸与被服の貸与を受けることのできる職員並びに被服の品目、員数及び貸与期間は、別表第1のとおりとし、企業局長（以下「局長」という。）が必要に応じて貸与するものとする。ただし、勤務の態様その他の事情により局長が特に必要があると認めるときは、<u>別表第1に規定する貸与期間を短縮し、又は延長することがある。</u></p> <p>(貸与台帳)</p> <p>第5条 担当課長又は事業所の長は、<u>個別貸与被服貸与台帳(様式第1号)</u>を備え付け、常に貸与品の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 経営総務室管理担当課長又は事業所の長は、<u>共用貸与被服台帳(様式第2号)</u>を備え付け、常に貸与品の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与を受けることのできる職員</th> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>貸与期間(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する女子職員を除く。）</td> <td>作業帽</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>防寒帽</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>安全帽</td> <td>1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業服</td> <td>夏服</td> <td>2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>冬服</td> <td>2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>防寒衣</td> <td>1</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>雨がっぱ</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>作業靴</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		貸与を受けることのできる職員	品目	員数	貸与期間(月)	[略]				事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する女子職員を除く。）	作業帽	1	24	防寒帽	1	24	安全帽	1	36	作業服	夏服	2	24	冬服	2	24	防寒衣	1	36	雨がっぱ	1	24	長靴	1	24	作業靴	1	12	<p>(個別貸与)</p> <p>第2条 個別貸与被服の貸与を受けることのできる職員並びに<u>貸与する被服の品目、員数及び貸与期間は、別表第1のとおりとし、企業局長（以下「局長」という。）が必要に応じて貸与するものとする。ただし、勤務の態様その他の事情により局長が特に必要があると認めるときは、<u>被服を貸与せず、又は貸与期間を伸縮することがある。</u></u></p> <p>(貸与台帳)</p> <p>第5条 担当課長又は事業所の長は、<u>別に定める様式による個別貸与被服貸与台帳</u>を備え付け、常に貸与品の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 経営総務室管理担当課長又は事業所の長は、<u>別に定める様式による共用貸与被服貸与台帳</u>を備え付け、常に貸与品の貸与状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与を受けることのできる職員</th> <th>品目</th> <th>員数</th> <th>貸与期間(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する職員を除く。）</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		貸与を受けることのできる職員	品目	員数	貸与期間(月)	[略]				事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する職員を除く。）	[略]		
貸与を受けることのできる職員	品目	員数	貸与期間(月)																																																	
[略]																																																				
事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する女子職員を除く。）	作業帽	1	24																																																	
	防寒帽	1	24																																																	
	安全帽	1	36																																																	
	作業服	夏服	2	24																																																
		冬服	2	24																																																
	防寒衣	1	36																																																	
	雨がっぱ	1	24																																																	
	長靴	1	24																																																	
	作業靴	1	12																																																	
	貸与を受けることのできる職員	品目	員数	貸与期間(月)																																																
[略]																																																				
事業所 施設総合管理所 又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する職員を除く。）	[略]																																																			

	安全靴	<u>1</u>	<u>24</u>
事務に従事する 女子社員	[略]		

別表第2 (第3条関係)

品目	員数	備付箇所	
[略]		本庁	
作業帽	<u>5</u>	事業所（施設総合管理 所及び県南施設管理所 を除く。）	
防寒帽	<u>5</u>		
安全帽	<u>5</u>		
作業服	夏服		<u>5</u>
	冬服		<u>5</u>
防寒衣	<u>5</u>		
雨がっぱ	<u>5</u>		
長靴	<u>5</u>		
安全靴	<u>3</u>		
[略]			施設総合管理所
[略]			

事務に従事する 職員	[略]	

別表第2 (第3条関係)

品目	員数	備付箇所
[略]		本庁
[略]		
[略]		施設総合管理所
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。